

査定業務実施店各位

一般財団法人日本自動車査定協会

各種印刷物内容変更について

この度、中古自動車査定基準〔Ⅱ〕の第3章、第4章の全体及びその他一部の改正を2022年4月1日より行うことと致しました。

つきましては、改正部分が多いことから改めてご購入いただきますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、各都道府県支所にてご確認くださいませすようお願い申し上げます。

変更箇所一覧

●中古自動車査定基準●第3章 大型貨物車 (全体)

●第4章 特装車の取扱い基準 (全体)

※第3章、第4章につきましては、章全体が変更となっているためこちらには記載しておりません。

●大型査定士 受験者用 中古自動車査定基準及び細則 (教本)

P9 細則 第11条

P14 基準 第28条

P15 細則 第23条

P18 積上額表

以上

中古自動車査定基準及び細則〔Ⅱ〕

大型査定士 受験者用
中古自動車査定基準及び細則
(教本)

●中古自動車査定基準及び細則〔Ⅱ〕

P9 細則 第11条

旧

第11条

基準第13条でいう中古車として必要な価格差とは、新車価格の90%以内の価格（以下「A点価格」という。）をいい、このA点価格と、年初における1年もの最前期の査定基準価格（以下「B点価格」という。）、或いは当年ものの中古車が12ヵ月経過後到達すると予測される価格とを結ぶ線上の価格をもって、当年もの中古車の査定基準価格とする。ただし、A点価格は、市況、実績等を勘案し、特別なものにあつては、本部が実情に応じ、その都度これを決定する。

旧

P14 基準 第28条

（外板価値減価及び事故減価）

第28条 交通事故やその他の災害によって、被査定車の外観や機能に欠陥を生じたもの、若しくはその痕跡により商品価値の下落が見込まれるものについては、特別な減価をすることができる。

……………細則第23条，第24条参照……………

新

第11条

基準第13条でいう中古車として必要な価格差とは、新車価格の93%以内の価格（以下「A点価格」という。）をいい、このA点価格と、年初における1年もの最前期の査定基準価格（以下「B点価格」という。）、或いは当年ものの中古車が12ヵ月経過後到達すると予測される価格とを結ぶ線上の価格をもって、当年もの中古車の査定基準価格とする。
ただし、特別なものにあつては市況、実績等を勘案し、本部承認の下、新車価格の95%をA点価格の上限とすることができる。

新

（外板価値減価及び事故減価）

第28条 交通事故やその他の災害によって、被査定車の外観や機能に欠陥を生じたもの、若しくはその痕跡により商品価値の下落が見込まれるものについては、特別な減価をすることができる。

……………細則第23条……………

P15 細則 第23条、第24条

旧

第23条

基準第28条で定める外板価値減価は、次の通りとする。

- (1) 外板価値減価は、ネジ止め外板で連続する複数区画に交換を要するもの又は交換跡があるもの並びに溶接止め外板の交換を要するもの又は交換跡があるものに適用する。
- (2) 減点及び適用の方法は加減点基準に定める。
- (3) 復元修理前又は復元修理後に査定を行うこととし、修理途中での査定は行わない。

旧

第24条

基準第28条で定める事故減価は、次の通りとする。

- (1) 事故減価は、交通事故やその他の災害により、自動車の骨格等に欠陥を生じたもの、又はその修復歴があり、商品価値の下落が見込まれるものに適用する。
- (2) 減点及び適用の方法は加減点基準に定める。
- (3) 復元修理前又は復元修理後に査定を行うこととし、修理途中での査定は行わない。

新

第23条

基準第28条で定める外板価値減価及び事故減価は、加減点基準において修復歴減点及び外板価値減点とし、次の通りとする。

- (1) 交通事故やその他の災害により、外観や機能に欠陥を生じ、復元後にも商品価値の下落が見込まれる場合は、必要な復元減点のほかに、車両全体としての商品価値差をつける。
- (2) 事故箇所の修理がなされていても、その痕跡により商品価値の下落が見込まれる場合は、車両全体としての商品価値差をつける。
- (3) 外板価値減点は、ネジ止め外板で連続する複数区画に交換を要するもの又は交換跡があるもの、並びに溶接止め外板の交換を要するもの又は交換跡があるものに適用する。
- (4) 修復歴減点は、交通事故やその他の災害により、自動車の骨格等に欠陥を生じたもの、又はその修復歴があり、商品価値の下落が見込まれるものに適用する。
- (5) 減点及び適用の方法は、加減点基準に定める。
- (6) 事故車の査定は、復元修理前又は復元修理後の何れかに行うものとし、修理途中では行わない。

新

第24条

第23条と統合したため、以下の細則条文番号が変わります。

